

# 京都市建築物等における木材利用基本方針

令和5年4月

京都市

## はじめに

京都市は、森林が市域面積の約4分の3を占め、山紫水明の都として千二百年に及ぶ悠久の歴史と木の文化を育んできた。その背景には森林があり、森林と人が密接に関わることで、木材等の林産物の供給、豊かな水源の涵養、土砂災害の防止、美しい景観の形成など、森林が有する多面的な機能が維持されてきた。また、適切に森林を整備し、その森林から供給される木材等の利用を促進することは、脱炭素社会の実現、SDGsの推進、循環型社会の形成に貢献するものである。

これまで京都市では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」を策定するとともに、「京都市木材地産表示制度（通称 みやこ柚木認証制度）」の運用、京都市地球温暖化対策条例に基づく地域産木材の利用の義務化、学校や庁舎等への木材利用等に取り組んできた。

しかし、市内の林業を巡る状況は、以前にも増して厳しく、今後も適切に森林が整備され、森林が有する多面的な機能が維持されるためには、更なる木材需要の拡大が必要である。

近年では、建築基準の合理化、技術革新により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用がしやすくなるなど、木材を利用しやすい環境が整いつつある。京都市内でも、寺社や京町家などの伝統的な木造建築物が保全されるだけでなく、先駆的な中規模木造建築物が建築されている。さらに、京都市では、「京都市木の文化・森林政策推進本部」を設置し、森林政策を総合的に推進している。

そこで、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正されたことに伴い、法第12条第1項の規定に基づき「京都市建築物等における木材利用基本方針」を改定する。

## 目次

第1	趣旨	1
第2	用語の定義	1
第3	木材利用の促進の意義	2
第4	建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項	2
1	市が整備する建築物等における木材利用の基本姿勢及び目標	
2	市以外のものが整備する建築物等における木材利用を促進するための施策	
3	木材の利用促進の推進体制	
第5	みやこ杉木の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項	5
1	みやこ杉木の安定的な供給の確保	
2	みやこ杉木の生産に関する技術の開発等	

## 第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。）、京都府産木材の利用の促進に関する基本方針（令和5年3月京都府決定。以下「府方針」という。）に則して、京都市内の建築物等における木材利用の促進に向けた基本的な考え方を定めるものである。

## 第2 用語の定義

### (1) みやこ杣木

京都市木材地産表示制度実施要綱第2条に掲げる京都市認証木材をいう。

※ 京都市木材地産表示制度（通称 みやこ杣木認証制度）

京都市では、市内の森林で関係法令に違反することなく伐採された原木丸太の製材品及び、地域団体商標「北山丸太」の表示基準に適合する北山丸太及びその製材品を、登録事業者がみやこ杣木である旨を表示して出荷することにより、木材の地産地消を推奨する制度を設けている。

### (2) 建築物等

法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物（以下「公共建築物」という。）及びその他の建築物、並びに、土木構造物、仮設資材、木製調度品類等の木材の利用を促進するものをいう。

<参考>公共建築物の定義（国方針第2の4）

#### ① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

#### ② 国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、

運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）が含まれる。

### 第3 木材利用の促進の意義

- (1) 木材の計画的かつ継続的な利用は、健全な森林の育成に大きく寄与するとともに、水源の涵養や山地災害の防止、生物多様性の保全等の公益的機能の増進に貢献する。さらに、森林整備を行っている林業者に安定した収益をもたらすなど、林業の活性化による経済社会の維持・発展に寄与する。
- (2) 木材の地産地消は、林業やその関連産業を振興するとともに、木材の安定的な供給等の生産体制の強化、輸送に係るエネルギー消費の削減など、様々な面で相乗効果のある取組である。さらに、京都の景観等の自然環境の向上に大きく貢献し、先人が育んできた「木の文化」の次世代への継承につながる。
- (3) 木材は、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、生長過程において吸収した炭素を長期間にわたって貯蔵する性質があり、その活用は、脱炭素社会の実現に貢献するものである。また、木材は、断熱性・調湿性等に優れ、木の香りによるリラックス効果や集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する素材である。

### 第4 建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

建築物等における計画的かつ継続的な木材の利用により、第3に掲げるその促進の意義のほか、木材の品質の確保や生産コストの低減、生産・加工・流通体制の構築に寄与することで、木材に対する更なる需要の拡大を図る。

併せて、広く市民に利用される公共建築物や市民の目に触れる機会が多く木材利用の普及啓発効果の高い建築物における積極的な木造化、木質化、その他木材利用を通じて、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することにより、木材の特性やその利用の促進の意義についての市民の理解の醸成を図る。

利用を促進する木材は、みやこ杉木を基本とする。なお、木材を利用することの様々な意義や効果を考慮し、みやこ杉木、京都府産木材認証制度に基づく木材、国産木材等の順に、積極的に木材の利用を促進する。

#### 1 市が整備する建築物等における木材利用の基本姿勢及び目標

市は、京都市内における木材利用の取組を牽引し、市が整備する建築物等にお

いて、率先して木材を利用する。また、市は毎年度、利用状況を公表する。

- (1) 市が整備する公共建築物における木材利用については、京都市公共建築物脱炭素仕様（令和3年3月）による。木材利用に当たっては、建築物の使用部位を踏まえ、適切に木材を選定し、木造、木質化（下地材を含む）などあらゆる利用方法を検討するとともに、調達可能な木材の利用計画も併せて検討する。また、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫を図る。

具体例

壁、柱、梁、桁、小屋組み等の構造耐力上主要な部分、天井、床、壁、窓枠、外壁等の屋内や屋外に面する部分、天井、壁、床、窓枠、外壁等の下地となる部分 等

- (2) 周辺環境との調和等を考慮する必要がある場所における横断防止柵、橋の高欄等の土木構造物や、市民の目に触れる工事標示板等の仮設資材について、求められる性能や使用する部位を考慮のうえ、木材利用を進める。併せて、木材利用の促進に寄与すると見込まれる新たな技術や工種等について、積極的に試験施工に取り組む。

具体例

○土木構造物

道路、公園、河川、農林水産業関連に利用する土木構造物

(公園・外構施設)

四阿、遊具、ベンチ、緑化支柱、路面材、階段、塀・柵、プランター、案内板 等

(公園・外構施設以外)

土留め資材、横断防止柵、路面材、橋の高欄、階段、側溝蓋、杭、塀・柵、法面保護、基盤吹付け材 等

○仮設資材

工事標示板 等

- (3) 備品、消耗品等の調度品類の調達において、多くの市民が利用するなど木材利用の重要性の理解促進に寄与すると考えられる場所、方法で、木製品の優先導入を図る。また、ペレットストーブやペレットボイラーにおいては、市内産の木質バイオマスを使用する燃料を積極的に利用する。

具体例

机、椅子、棚、収納用什器（棚以外）、パーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、案内板、カウンター、名札、記念品、木質ペレット 等

- (4) 木材の利用に当たっては、建設や導入、維持管理、解体廃棄等にかかるライ

フサイクルのコストについて留意するとともに、利用者のニーズや木材利用による意義や付加価値等も考慮し、総合的に判断した上で、木材の利用を促進する。

- (5) 木材を利用した建築物等については、適切に維持管理を行うことが長期利用につながることを念頭に、計画的に修繕を行うこととする。

## 2 市以外のものが整備する建築物等における木材利用を促進するための施策

市は、建築物や塀・柵等の構築物、店舗・オフィス等で使用する家具・小物等の調度品類など、市以外のものが整備する建築物等においても木材の利用がさらに促進されるよう、事業者や市民に対し、木材の積極的な利用を呼びかけるほか、必要な支援を行う。なお、市以外のものが整備する公共建築物や市民の目に触れる機会が多く、木材利用の普及啓発効果が高い建築物及びそれらで使用される木製調度品類において、木材の利用を特に促進するものとする。

- (1) 市は、木材利用の情報の提供や建築物木材利用促進協定制度及び国の支援制度等の周知など必要な支援を行う。
- (2) 建築物を整備する事業者、建築士、林業従事者、木材の生産業者若しくは流通業者、その他関係者（以下「関係団体等」という。）と連携し、木材利用に関する相談体制を構築する。
- (3) 市は、市民の木材利用に対する理解の醸成を図るため、建築物等における木材（特にみやこ杉木）の利用の意義や木材利用の好事例について市民に広く発信する。特に、法第9条第2項に規定する木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）においては、関係団体等と連携し、建築物等における木材利用の意義について市民への普及啓発を行う。
- (4) 京都市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物での木材利用を促進するほか、CASBEE 京都において地域産の木材の使用を京都独自の考え方として取り入れ、建築物における木材の利用を促進する。

## 3 木材の利用促進の推進体制

市は、木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各部局から構成される「京都市木の文化・森林政策推進本部」（令和3年6月設置）を推進機関として、木の文化の普及啓発とみやこ杉木の利用促進の取組を推進する。

また、府や関係団体等と連携し、協働組織を設置し、木材の利用促進と安定的な供給に関する情報共有や課題解決に向けた取組を推進する。

## 第5 みやこ杉木の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

### 1 みやこ杉木の安定的な供給の確保

市は、みやこ杉木が積極的に利用されるよう、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者、その他木材の供給に携わる者と連携し、みやこ杉木を適切かつ安定的に供給するため、次の事項に取り組む。

- (1) 国が行う法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度に協力するとともに、必要な施策の着実な推進を図る。
- (2) 林業及び木材産業等を担う人材の確保及び育成に必要な施策を実施する。
- (3) みやこ杉木の生産から販売及び使用に至る一連の過程において木材関連事業者がそれぞれ行う生産、加工、流通、備蓄等について、みやこ杉木の需要及び供給の状況又はその見通しに応じ、必要な調整を的確に行うことができる体制の整備その他必要な施策を実施する。
- (4) 加工流通体制の整備として、みやこ杉木の利用ニーズを把握し、必要な加工機能の強化を図る。
- (5) 林業の付加価値の向上を図るため、木質バイオマスの利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。  
また、林内に残された幹や枝などの利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

### 2 みやこ杉木の生産に関する技術の開発等

市は、木材製造業者やその他の木材生産に携わる者等と連携し、みやこ杉木の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るものとする。